

和光市

チャレンジド保育

～令和6年度入所案内～



和光市イメージキャラクター
わこうっち



《お問い合わせ先》

和光市 保育センター

〒351-0104 和光市南2-3-3 (和光市みなみ保育園2階)

電話 048-483-4407 (直通) FAX 048-483-4408

和光市HP
対象ページ

和光市の保育施設では…

障害のあるお子様に対して
保育上の配慮をしながら、
障害を持たないお子様とともに
集団保育を行っています。



【目次】

- P.1 目次・申請をされる際のご注意
- P.2 1. チャレンジド保育について
- P.4 2. 確認事項チェックシート
- P.5 3. 入所までの流れ
- P.7 4. 申込みに必要な書類

【申請をされる際のご注意】

- 事前に子育て世代包括支援センターケアマネジャー または 相談支援事業所 相談支援専門員にご相談いただく必要があります。
または、保育センターにご相談の上、お申込みください。
- 和光市に転入予定の方は、住民登録のある自治体の保育施設入所担当窓口にお申し込みください。



このほか
『利用案内(令和5年度)幼稚園・保育園・小規模保育事業所等』、
『施設案内(令和5年度)』をご覧ください。
10月より令和6年度の利用案内・施設案内の配布を行います。

1. チャレンジド保育について

(1) 保育内容

児童の発達に応じた個別計画を作成し、それに基づき保育を行います。

①～③の
いずれにも
該当する方が
対象です。

(2) 対 象

- ① 和光市在住で保育の必要性がある。
- ② 発達の遅れがある、または心身に障害のあるお子様。
【具体的には、次に該当するお子様】
 - ア. 「身体障害者手帳」の交付を受けている。
 - イ. 「療育手帳」の交付を受けている。
 - ウ. 日常生活を営むために、医療を要する状態にある。
 - エ. 上記と同程度の障害の状態にある。
- ③ 集団保育が可能であり、原則として3日以上、通所できるお子様。

(3) 実施保育施設

市内保育所・小規模保育事業所・認定こども園

- 各施設の利用状況や児童の心身状況によって、希望された施設に入所できない場合があります。 ※希望施設につきましては入所申請時にご相談ください。
- 施設の設備等も考慮し、お子様の配慮が必要な内容に適した施設をお選びください。
※お子様を受け入れできる体制は施設によって異なりますので、お子様の状態や配慮が必要な内容によっては受け入れが難しい場合があります。事前にご相談ください。
- さいたま保育園は事業所内保育施設であるため、チャレンジド保育の対象外となります。

(4) その他の確認事項



- **保育時間は、入所決定後にお子様の状態に合わせ、ご相談の上決定します。**
※お子様の障害や配慮の内容により、保育時間が短縮となる場合があります。
- 医療的ケアが必要なお子様については、事前に保育センターにご相談ください。申請時の書類が一部異なります。
- 生後間もない場合等、お子様の健康状況について、審査会において判断がつかない場合には入所保留となる場合があります。
- 保育施設では療育は行いません。児童発達支援（療育）を保育施設と併用することもご検討ください。
※すでに障害福祉サービスをご利用の方でサービス等利用計画等が作成されている場合にはご提出ください。療育施設との連携をとりながら、お子様の保育を実施いたします。
- 申請後、医師の診断により新たな病気の発覚や配慮が必要な事柄が生じた際は、分かり次第、保育センターへご連絡をお願いします。
※状況により、再度「保育の実施に係る意見書」や「主治医の指示書」を記入していただく場合があります。
- チャレンジド保育の申請に必要な書類の写し等を保育センターから市の関係各課に依頼する場合があります。
- 必要に応じて、保育施設入園に関して必要な書類を求めることや、主治医に電話等で疾病の症状等について確認する場合があります。
- 病気の進行等により、お子様の心身の状況に著しい変化があり、集団保育が困難となった場合にはチャレンジド保育の利用が解除となる場合もございます。
- 提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、入園後であっても入園を取り消すことがあります。



お子様の疾病・障害・発達等の状況、配慮が必要な事柄など、細かいことであっても、安全な保育のため、全てご報告ください。

2. 確認事項チェックシート

すべての内容に
同意のうえ、
ご申請ください。

		☑	
利用調整 について	1.	お子様を受け入れできる体制は各施設によって異なりますので、お子様の状態や配慮が必要な内容によっては受け入れが難しく、希望された施設に入所できない場合があります。	
	2.	チャレンジド保育での入所となり、その後、転園を希望される場合には注意が必要です。保育上の配慮が必要と障害児支援会議で決定をされている場合には、転園先の施設で受け入れ体制が整っていることが転園の条件となります。	
	3.	お子様の状況や症状の変化に伴い、チャレンジド保育の申請を取り下げる場合には書類の提出が必要となります。	
預かり 時間	4.	保育時間は、入所決定後にお子様の状態に合わせ、ご相談の上決定します。お子様の障害や配慮の内容に伴う施設の受け入れ状況により、保育時間が短縮となる場合があります。	
報 告	5.	入園後、医師の診断により新たな病気の発覚や配慮が必要な事柄が生じた際には、速やかに、保育施設へご連絡をお願いします。 (状況により、再度「保育の実施に係る指示書」や「主治医の指示書」を記入していただく場合があります)	
	6.	お子様のサービス等利用計画等が作成されている場合には、入園後に保育施設にご提出をお願いいたします。	
その他	7.	チャレンジド保育の申請に必要な書類の写し等を保育センターから市の関係各課に依頼させていただくことがございます。	
	8.	必要に応じて、保育施設入園に関して必要な書類を求めることや、主治医に保育センターまたは保育施設が電話等で疾病の症状等について確認する場合があります。	
	9.	病気の進行等により、お子様の心身の状況に著しい変化があり、集団保育が困難となった場合にはチャレンジド保育の利用が解除となる場合もございます。	
	10.	提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、入園後であっても入園が取り消しとなる場合があります。お子様の疾病・障害・発達等の状況、配慮が必要な事柄など、細かいことであっても、安全な保育のため、全てご報告ください。	

3. 入所までの流れ（令和6年4月1日入所）

1

制度説明・申請書類の配付

9月1日～10月6日

- 市役所保育サポート課窓口において、制度説明 および「申請書類」を配付します。書類配付時に制度の説明をします。ご来庁の際には事前にご相談ください。
- この時にお子様の様子を保育サポート課及び保育センター職員がお聞きします。
- 入園申請提出の予約受付を行います。

2

入園申請の受付

10月23日～10月30日

- 予約受付時間に窓口にお越しいただき、入園申請を行ってください。
- お子様の様子をお伺いしますので、お子様と一緒にお越しください。

3

会議必要書類の作成

11月

- 障害児支援会議の必要書類の作成のため、地域の子育て世代包括支援センターのケアマネージャー等が面接を行います。
- ケアマネージャー等がついていない場合には、ネウボラ課保健師、地域包括ケア課相談員等が必要資料の作成を行います。

※お子様の状況に応じて、体験保育を実施することがあります。
※書類作成時に、必要に応じて主治医に電話等で疾病の症状等についての確認、また、利用中の発達支援事業所等にお子様の状況についての確認をする場合があります。

4

障害児支援会議

11月下旬

- 作成された支援計画、申請書類をもとに、集団保育の可否、必要となる受け入れ体制についてを検討します。
- 集団保育が困難と判断した場合は、保護者へ通知します。その際、児童発達支援事業による通園施設等を紹介することがあります。

5

和光市子ども子育て支援会議

令和6年1月下旬

認定審査・判定利用調整

1月中（予定）

- 障害児支援会議の検討結果をもとに、保育の必要性及び優先度について勘案すべき事項等を合議により判定します。
- 入所可能保育施設等の検討を行います。
（和光市子ども子育て支援会議）

6

利用調整結果の通知

2月上旬

- 結果を通知します。

7

入園説明会

3月

- 保育所等において、入所説明会及び面接を行います。

8

入園・入所

4月

- 受け入れ保育を行い、利用開始となります。
※受け入れ保育の期間は施設や児童の状況により異なります。
- お子様の状況に応じた個別計画を作成し、保育を実施いたします。



4. 申込みに必要な書類

チャレンジド保育の利用申し込みには、以下《1》・《2》・《3》・《4》の書類が必要となります。

《1》 入所申込必要書類 ※利用案内にも掲載

入所申込に必要な書類は次の①～⑥は、必ずご提出ください。

- ① 教育・保育給付認定（変更）申請書
- ② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所利用申込書
別紙 利用調整希望施設（②の裏面）
- ③ 家庭状況票
- ④ 確認同意書
- ⑤ 事前確認事項
- ⑥ マイナンバーを確認できる書類（世帯全員分）
（1）「マイナンバー確認書類」と（2）「本人確認書類」をお持ちください。

マイナンバー確認書類一覧

		必要書類	
(1) マイナンバー確認書類	個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	いずれか1点	世帯全員分
(2) 本人確認書類	個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等	いずれか1点	来庁者のみ
	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等	いずれか2点	



《2》 保育を必要とする状況を証明する書類 ※利用案内にも掲載

保育を必要とする状況を証明する書類として次の①～⑨の保護者の状況に応じた必要書類をご提出ください。

※保護者それぞれの書類が必要です。

※保育を必要とする状況が複数ある場合はそれぞれの書類の提出が必要です。

※令和6年4月1日時点で、18歳以上65歳未満の同居の世帯員がいる場合は、その方の保育を必要とする状況を証明する書類が必要となります。
(二世帯住宅の場合も同じ)

※学童クラブと併願する場合で、次の①・②・⑥・⑨に該当する場合は、必要書類を転用することができます。(コピー提出可)

保護者の状況	必要書類	備考
①就労 (育休中の方含む)	①就労(予定)証明書(必須) シフト勤務の方のみ(必須) ↓ ②直近4週間の就労実績表又はシフト表を3か月分	①は必須 ※就労証明書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。
②就労 (自営業・個人事業主)	①就労(予定)証明書(必須) ②直近の確定申告書の写し ③営業許可証 ④会社登記簿謄本 ⑤その他営業の事実が確認できる書類 シフト勤務の方のみ(必須) ↓ ⑥直近4週間の就労実績表又はシフト表を3か月分	①は必須 ※就労証明書の有効期間は申請日より3か月以内の証明日が有効となります。 ②～⑤はいずれか一つ
③妊娠出産	①出産予定表 ②母子手帳の写し(氏名記載箇所及び出産予定日の記載箇所)	①と②はともに必須
④傷病	保育の要否に係る診断書(保護者用)	和光市指定様式に限ります。 ※原則、診断書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。

<p>⑤障害</p>	<p>①身体障害者手帳（４級以上）の写し ②精神障害者保健福祉手帳（３級以上）の写し ③療育手帳（Ｃ以上）の写し ④保育の要否に係る診断書（保護者用）</p>	<p>①～④のいずれか一つ ※原則、診断書の有効期間は、申請日より３か月以内の証明日が有効となります。</p>
<p>⑥介護</p>	<p>①介護状況申告書（必須） ②被介護者の診断書 ③身体障害者手帳の写し又は精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し ④介護保険証の写し ⑤重度心身障害者医療費受給者証の写し ⑥入院計画書</p>	<p>①は必須 ②～⑥については該当するものすべて提出が必要</p>
<p>⑦災害復旧</p>	<p>災害復旧に従事していることが証明できる書類等</p>	
<p>⑧求職活動</p>	<p>①求職活動申告書（必須） ②ハローワーク受付票の写し（必須） ③雇用保険受給資格者証の写し</p>	<p>③は該当する場合に提出が必要</p>
<p>⑨就学</p>	<p>①在学証明書（合格通知の写し）※₁ ②時間割表等※₂</p>	<p>①と②は必須 ※₁ 学生証の写しでも可 ※₂ 就学している曜日・時間がわかる書類。</p>

《3》 チャレンジド保育の申し込みに必要な書類

《必須書類》

① 児童心身状況票【様式①】

※ 裏面部分は、児童発達支援事業所や一時保育室等に記載をご依頼ください。

※ 利用施設がない場合は、和光市 保育センターにご相談ください。

② 保育の実施に係る意見書(児童用) (和光市指定様式) 【様式②】

③ チャレンジド保育の申請に係る確認事項 同意書【様式③】

《その他》※該当される場合にはご提出ください。

① サービス等利用計画が作成されている児童

→サービス等利用計画

② 医療的ケアが必要な児童

→主治医の指示書

《その他》に
該当される場合は
書類をご提出くだ
さい。



《 4 》 優先保育・保育の必要性の基準の調整に必要な書類 ※利用案内にも掲載

次の（１）及び（２）の各項目に該当する場合のみ必要書類をご提出ください。

（１）優先保育

次の①～⑦の優先保育の事由に該当する場合に必要な書類は以下のとおりです。
該当する場合のみ必要書類をご提出ください。

優先保育の事由	必要書類	備考
①ひとり親家庭	①ひとり親であることの申立書 ②ひとり親家庭等医療費受給者証 ③戸籍謄本※1 ④調停期日通知書等の写し※2 ⑤離婚協議中であることがわかる書類の写し（弁護士との契約書等）※3 ⑥離婚裁判関係書類の写し※4	①は必須 ②～⑥については該当する書類をご提出ください。 ※1 離婚している場合 ※2 離婚調停中の場合 ※3 離婚協議中の場合 ※4 離婚裁判中の場合
②生活保護世帯で就労により自立が見込まれる世帯	①ハローワーク受付票の写し ②生活保護受給者証の写し	
③生計維持者の失業	①離職証明書や離職票の写し	
④児童の障害	①身体障害者手帳（４級以上）の写し ②精神障害者保健福祉手帳（３級以上）の写し ③療育手帳（C以上）の写し ④保育の実施に係る意見書（児童用）	①～④に該当するものすべて提出が必要
⑤育児休業	①育児休業証明書	※就労（予定）証明書に育児休業期間の記載のない場合のみ提出が必要
⑥市内認可保育所にて勤務する保育士	①就労（予定）証明書 ②保育に従事する誓約書 ③保育士資格証等の写し	①～③は必須 ※就労（予定）証明書については、市内認可保育所にて勤務する場合に限り優先保育の基準に該当する。
⑦家庭保育室・認可外保育施設・一時保育室等有償で保育を受けている	①保育室等在室証明書	※複数の預け先を利用している場合は、それぞれの事業所の証明書が必要。 ※1日4時間以上かつ月12日以上利用し、就労している方（育児休業中の方は対象外）

(2) 保育の必要性の基準の調整

次の①～②の保育の必要性の基準の調整事由に該当する場合に必要な書類は、以下のとおりです。該当する場合のみ必要な書類をご提出ください。

調整事由	必要書類	備考
① 18歳以上65歳未満の同居の親族等がいる世帯	①同居親族等の保育を必要とする状況を証明する書類	P.8・9を参照し、同居の親族等の該当する事由ごとに必要な書類をご提出ください。
②市外から和光市へ転入予定で申込を行う場合	①転入誓約書 ②転入先住所がわかる書類の写し（売買契約書・賃貸借契約書等）	①と②は必須 ②について申込締切日までに提出がない場合は、保育の必要性の基準の調整に該当するものとします。

何かお困りのことがあれば
保育センターまで
ご相談ください。

